

<AIPPI セミナー開催報告>

A I P P I ・ J A P A N 欧州知財セミナー

欧州単一特許 (Unitary Patent) ・ 欧州統一特許裁判所 (Unified Patent Court)

の最近の動向と Brexit が欧州の特許・商標・意匠に与える影響について

1) 開催日時：平成 29 年 3 月 9 日 (木) 13 : 30 ~ 17 : 00

2) 会 場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 11 階 1111 講義室

3) 講演者：Dolleymores

John Kensett 氏 (欧州弁理士、英国弁理士)

Rupert Knights 氏 (欧州弁理士、英国弁理士)

4) 内容

1. 欧州単一特許 (UP) と欧州統一特許裁判所 (UPC) はどのように運用されるかー最新の動向

講師：Rupert Knights 氏

【講演内容】

《欧州単一特許制度》

欧州単一特許制度は、欧州単一特許 (UP) と欧州統一特許裁判所 (UPC) で構成される。

この単一特許制度は、2017 年の末期に施行される見通しであり、英国は、EU 離脱 (Brexit) を表明しているが、この制度には批准する。

《欧州単一特許 (UP) 》

UP は、全参加国において一括して有効な特許であり、個々の国での特許有効化の手続きは不要となり、特許更新料も単一されることとなる。

費用については、出願、審査手続から特許付与までは現行と同じだが、個々の国での有効化手続が不要な分、費用が削減できる。従来の欧州特許から単一特許への移行費用は、無料となる見込み。

現段階で、更新料は未定だが、ドイツ、フランス、英国、オランダでの国内特許を夫々更新した合計の料金に相当する額となる見込みで、多くの国で権利を維持したい場合には、費用削減の観点からも魅力的である。

《欧州統一特許裁判所 (UPC) 》

UPC は、特許に関する訴訟を欧州において一括して行う裁判所で、UP はもちろんのこと、従来の欧州特許に対しても権限を持つ。UPC の管轄権については、UP は最初から UPC のみに管轄されるが、従来の欧州特許には、7 年間の移行期間 (UPC の協定効力発生日から) が与えられる。

移行期間中は、欧州特許の侵害、取消訴訟を各国の裁判所又は UPC のいずれに提出しても構わない。この期間中に欧州特許権者及び出願人は、UPC において係属中の訴訟がない限り、UPC の裁判管轄権の適用除外を選択することもできる。

UPC の第一審裁判所は中央部の英国 (ロンドン)、ドイツ (ミュンヘン)、フランス (パリ) と地方部に設置される。控訴裁判所はルクセンブルグに設置される。ミュンヘン中央部は、機械等に関する訴訟、ロンドン中央部は金属工学、化学、医薬品等に関する訴訟を担当し、パリ中央部は、その他の全ての訴訟を取り扱う。

2. 英国の EU 離脱 (Brexit) が欧州の特許・商標・意匠に与える影響

講師：John Kensett 氏

【講演内容】

《Brexit》

1973年に英国は、欧州経済共同体（EEC）に加盟し、これが欧州連合（EU）となった。

2016年6月23日に英国は、国民投票により、EUを離脱することを決定した。

Brexitとは、**British Exit from EU**を意味する略語。

英国は、正式なEUからの脱退手続きを行ってはいないが、2017年3月末に行われる可能性が高い。

正式な脱退の要件として、2年以内にEU加盟全27か国の合意を得る必要があるが、合意が得られなくとも英国は脱退すると考えられる。

《特許》

英国におけるBrexit後の特許出願は、英国、EPC及びPCTとなるが、欧州単一特許制度が、このBrexit前に施行される事が予想され、Brexit（脱退開始日2017年12月から完了日の期間2019年3月末）まで有効と考えられる。

英国弁理士会（CIPA）によると、欧州単一特許制度について英国は、他の参加国と新しい条約を締結する事により参加国として残る事も法的に可能ではあるが、この場合、欧州単一特許制度の修正も必要となるとの見解である。

Brexit前に、付与された英国を含む単一特許は、Brexit後、英国の部分を英国特許に移行する機会が与えられると考えられる。

《商標・意匠》

英国におけるBrexit後の商標・意匠は、EUの機関である欧州連合知的財産庁（EUIPO（元OHIM））には登録できなくなり、英国での効力も失うと推察される。EUIPO登録済のEU商標・意匠は、単一権利であるため、移行期間を設けられる事が考えられる他、次の更新時等、英国に再登録が必要となる。

なお、商標についてはマドリッド登録を、意匠については、近く英国はハーグ条約に加盟すると考えられるので、これらの利用を推奨する。

また、Brexit後の知的財産権に関する権利行使については、各国別の訴訟提起が必要となるため訴訟費用が高額となる事が予想される。

本セミナーは、企業知財部や特許事務所で欧州知財に携わる実務者にとって、非常に有意義な内容となった。参加費：AIPPI・JAPAN会員5,000円（会員以外10,000円）。本セミナーでは40名以上の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われた。

以上